



2021年12月28日

各位

会社名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 船木 亮亮
(JASDAQ・コード 5935)
問合せ先 管理本部長 柴田 健二
(TEL. 0466-45-8771)

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の制定に関するお知らせ

当社は、2021年12月27日開催の取締役会におきまして、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定する決議をいたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

以上

(別添)

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第1章 序文

当社は、「経営理念」、および、当社のアイデンティティである「元旦精神」にもとづき、従業員、顧客、取引先、地域社会及び地方自治体・政府、債権者、株主のすべてのステークホルダー（以下、総称して「ステークホルダー」という。）からの信頼にこたえ、社会的責任を果たすことが、当社の中長期的な企業価値を最大化するとの信念にもとづき、これを実現するため、取締役会の決議によって、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下、「本方針」という。）を制定し、公表する。

社会の公器たる企業は、いやしくも自らの利益のみに固執して、ステークホルダーの信頼を裏切ってはならないのであって、信頼を犠牲にして短期的な利益を得ることは、当社の長期的な利益を損なうものであるからして、当社の全ての役職員は、本方針を尊重し、高い倫理観をもって日常の職務にあたらなければならない。

当社のすべての役職員は、本方針による公明正大な企業活動を実践することにより、ステークホルダーと良好な関係を構築し、持続的な発展を志すことをここに宣言する。

第2章 コーポレート・ガバナンスについての考え方

第1条 「経営理念」と「元旦精神」

当社は、「経営理念」、および「元旦精神」を原則とし、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

経営理念

お客様に信頼され、喜ばれる製品を提供します
地球環境の保全に努め、広く社会に貢献します
健全性と公正性の高い経営をすすめます

これにより、お客様・株主・取引先などさまざまな方々の信頼と期待にこたえ、社会の一員としての責任・使命を果たしてまいります

元旦精神

- 一. お得意先担当者に迷惑をかけるな！
- 一. 仕事は趣味道楽ではない、義務と責任を全うせよ！
- 一. 日常の業務における上司への報告を忘れるな！
- 一. 全社員一丸となり世のため人のため、そして将来に夢と幸福を築くため全力を傾注せよ！
- 一. 幸福を売る人になれ！
- 一. 期待にこたえる人になれ！
- 一. 誇り高き人になれ！

第2条 基本的な考え方

当社は、以下の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 当社は、ステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと相互の信頼関係を築くことで、「元旦精神」のひとつである「期待にこたえる人」の集団を目指し、もって企業価値の最大化に努める。
- (3) 当社は、会社情報を適時・適切・正確・わかりやすく開示し、企業活動の透明性を確保することで、ステークホルダーとの対話の基盤とする。

- (4) 当社は、株主からの付託にこたえる、責任ある取締役会の運営を目指す。
- (5) 当社は、株主のみならずステークホルダーとの対話を歓迎し、多様な意見を包摂することでレジリエント(しなやか)な企業となり、21世紀の環境創造を目指し株主以外のステークホルダーとの適切な協働として、環境への配慮や代理店との協業における地域社会への雇用貢献等を通じて永續を目指す。

第3条 実効的なコーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、本方針を必要に応じて随時見直すほか、本方針に対するステークホルダーからの建設的な提案を歓迎し、常に当社のコーポレート・ガバナンスの充実と改善に努める。

第3章 株主の権利保護

第4条 株主総会

1. 当社は、資本提供者である株主が、議決権保有数の大小に関わらず、その権利を円滑に行使できるよう配慮し、民主的な経営を実現するとの考えのもと、株主総会においては、当社の最高意思決定機関であること、かつ株主との積極的・建設的な対話の場であることを踏まえ、株主の判断に資する、時宜を得た情報公開体制を整備し、高い透明性を確保するとともに、権利行使のための諸制度・環境の整備に配慮する。
2. 当社の株主総会は、可能な限り他の上場企業と重複する日程を避けて開催する。

第5条 資本政策および政策保有株式

1. 既存株主の利益を侵害する資本政策、すなわち株式の併合、大規模な希薄化をもたらす増資または新株予約権、あるいはこれに類する金融派生商品等の発行、時価を10%以上下回る価格での特定の投資家への株式割当もしくは分売、MBO、MEBOについては、社外取締役・監査役の意見を事前に聴取し、取締役会にて慎重な議論を行う。以上の検討を経て、こうした大規模な資本政策がなお必要と判断されたときは、迅速に開示し、その必要性について、丁寧な説明を行う。
2. 当社がTOB等により、買収対象となったときは、経営陣の考えを可能な限りすみやかに開示するとともに、対抗提案がある場合は合わせて開示する。
3. 当社、及び当社の役職員は、当社がTOB等により、買収対象となった場合に、既存株主に対し、圧力等をもって当社株式売却の権利を妨げない。
4. 政策保有株式については、政策保有株式を保有する会社から当社にもたらされる営業利益が資本コストを上回っているか、または政策保有株式を保有する会社から当社にもたらされる費用削減額が資本コストを上回っているかを随時検証し、効果が認められないものについては売却する。
5. 当社は、当社株式を政策保有する会社に対し、当社株式を売却したこと、あるいは売却の意向を示したことにより、圧力を用いて取引を妨害・縮減する等の不公正な行為を行わない。
6. 当社は経営者が筆頭株主であることに鑑み、少数株主の意見を特に重視し、その意見を尊重する。その具体的な形として、株主からの問い合わせに対応する問い合わせ窓口を置くほか、説明会等を開催し、少数株主との健全なコミュニケーションを図る。

第6条 会計方針および財務政策に関する方針

1. 当社の取締役会は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準、または国際会計基準にもとづき、ステークホルダーに対して、誠実に財務報告を行う。
2. 当社の取締役会は、誠実な財務報告を行うために、必要となる措置を定め、その運用状況を監督する。

第7条 関連当事者取引

1. この項における関連当事者とは、「関連当事者の開示に関する会計基準第5項の3」に掲げる関連当事者に掲げられている者に加え、同基準に掲げられた自然人の同居人、及び生計を一にする者をいう。
2. 当社は、当社と関連当事者との間で競業取引、または利益相反取引を行う場合には、当該取引が株主共同の利益を害することがないように、あらかじめ取締役会の承認を必要とする。
3. 当社は、関連当事者の把握のため、年に1度、当社の役員に対して、関連当事者にあたる者の記載した書面を徴求する。

第4章 機関設計とコーポレート・ガバナンスの体制

第8条 機関設計

当社の取締役会は、当社の置かれた状況、組織規模等を勘案し、機関設計を定期的に見直す。

第9条 独立役員

1. 本項における独立役員とは、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に定める属性要件を満たす社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者)、または社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者)をいう。
2. 当社はコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、独立役員を置く。
3. 独立役員は、必要と考えるときはいつでも、当社、子会社、及びその役職員に対して説明、報告、資料の提出を求めることができる。

第10条 独立役員間および他の組織・関係者との連携

1. 当社の独立役員は、独立役員間、内部監査部門、外部会計監査人との連携を積極的に図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努める。
2. 当社は、この方針にもとづき、独立役員の要望に応じて、その事務を補佐する担当者を置くことができる。

第11条 取締役・監査役に対する教育研修

1. 当社の取締役・監査役は、取締役としての職務を遂行するため、当社が斡旋する会計、法務、労務、コンプライアンス、取締役及び監査役の法的責任、当社の事業・組織の理解に関する研修を受講し、随時知識の研鑽に努めなければならない。ただし、取締役会もしくは監査役会が、その取締役・監査役の実務経験等から不要と認めた研修に関しては、受講を免除する。
2. 当社の取締役・監査役は、当社が斡旋する研修の他にも、あらかじめ取締役会・監査役会の承認を得たうえで、業務の遂行のために必要な研修を受講することができる。

第12条 役員の専門家に対するアクセス

当社の役員は、必要と考える場合に社外の専門家に対して意見・助言を求めることができる。

第13条 費用の負担

第12条、及び第13条に定めのある研修または外部専門家の登用についての費用は、当社が負担する。

第14条 取締役会の実効性確保

1. 取締役会の議長は、当社の取締役会における実効性、活発な議論を確保する措置を定め、これを実施する責任を負う。
2. 取締役会は、自らの活動が実効性を有し、株主の最善の利益に資する決定がなされているかを、定期的に検証する。

第15条 取締役の任命と解任

1. 取締役は当社の取締役を選任する基準に基づき選任し、任命する。なお、当社は個別の選解任理由を開示する。
2. 当社は、当社の取締役について、以下を満たす場合には、即日解任し、あるいは次回の株主総会において再任の提案を行わない。
 - (1) 心身の健康を害し、その職務に耐えられないとき
 - (2) 法律・条例に違反し、または公序良俗に反する行為を行い、当社の名誉を傷つけたとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 成年被後見人の指定を受けたとき
 - (5) 当社規程に定める年齢に達したとき、ただし、この場合には、規程に定める年齢に達した日から最も近い株主総会の日の到来をもって解任するものとする。
 - (6) 公職を拝命したとき

第16条 監査役及び社外取締役の任命と解任

1. 監査役及び社外取締役は、当社の経営を監督し、ガバナンスを担う性質から、内部統制、制度会計、管理会計、財務、法務、事業経営のいずれかの分野に長じた者を選任する。
2. 当社は、当社の監査役、および社外取締役について、以下を満たす場合には、即日解任し、あるいは次回の株主総会において再任の提案を行わない。
 - (1) 心身の健康を害し、その職務に耐えられないとき
 - (2) 法律・条例に違反し、または公序良俗に反する行為を行い、当社の名誉を傷つけたとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 成年被後見人の指定を受けたとき
 - (5) 当社規程に定める年齢に達したとき、ただし、この場合には、規程に定める年齢に達した日から最も近い株主総会の日の到来をもって解任するものとする。
 - (6) 他社との兼任状況から、当社の職務に十分にあたることができないとき
 - (7) 公職を拝命したとき
3. 監査役、および社外取締役のうち、選任後、独立役員に指定される予定であるものは、当社と特別な利害関係を有せず、また、一般株主と利益相反のないものを選任する。なお、特別な利害関係の定義は、別途これを定める。

第17条 取締役会の職責

1. 取締役会は、株主からの付託にこたえ、中長期的な企業価値の向上を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の永続性の確保について責任を負う。
2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

第18条 取締役会の多様性

1. 当社は、特定の年齢、職歴、ジェンダー、門地、信教、障害等であることを理由として、取締役候補者の選別を行わない。
2. 当社の取締役会は、前項で掲げた多様性に配慮する。
3. 当社は、将来的な取締役会構成者の多様性を確保するため、第1項で定めた属性により、採用候補者の選別を行わない。

第19条 外部会計監査人の選任

監査役会は、外部会計監査人の選任にあたり、当該外部会計監査人が当社の監査を適切に実施できるかを審査する。

第20条 内部・外部の通報窓口

1. 当社は、役職員がその懸念を伝えられるよう、社内、及び社外に不正通報窓口（以下、総称して「通報窓口」という。）を置く。
2. 通報窓口への通報は、電話、eメール、投書ほか、社会通念上、個人が利用可能な主要な通信手段に対応する。
3. 当社は、通報窓口を利用した人物の匿名性確保のための措置を講じる。
4. 当社は、通報窓口を利用したことをもって、役職員に不利益的取扱を行わない。
5. 取締役会は、通報窓口が実効的かつ利用しやすい制度となるよう、必要な措置を講じ、その運用について監督を行う。

第21条 内部監査部門

1. 当社はガバナンス体制の一層の充実のため、内部監査部門を置き、代表取締役がこれを管掌する。
2. 内部監査部門は、経営・事業上のリスクを取締役に報告する。
3. 内部監査部門は、要請があった場合、あるいは自ら必要と考える場合には、取締役会、監査役会、役員（社外役員であるか否かを問わない）、外部会計監査人に情報を提供しなければならない。

第5章 雑則

第22条 改廃手続

この方針は、社会情勢の変化に合わせて随時見直し、取締役会の決定により改廃する。ただし、以下の場合においては、取締役会の決定を要せず、担当取締役の決定によることができる。

- (1) 部署名・役職名の変更にともない、本文中の部署名・役職名の修正を行うとき
- (2) 他の規程等の名称・内容変更の際して、本文中の規程等の名称・内容の修正を行うとき
- (3) 機関設計の変更により、本文中の機関の名称の修正を行うとき
- (4) 法の名称変更により、本文中の法の名称を修正するとき
- (5) 誤字脱字の修正・字体の変更（色、サイズの変更を含む）・体裁を修正するとき

雑則（制定・改訂の履歴）

2021年12月27日 制定